

《東北電力記者会、宮城県政記者会、福島県政記者会》

令和6年1月10日

国土交通省東北運輸局

福島県のタクシー運賃改定

～申請率7割に到達し「改定要否の判断」を行います～

東北運輸局では、令和5年10月19日に福島県のタクシー事業者から最初の運賃改定申請が提出され、その後、同地域における法人タクシー事業者から保有する車両の7割以上の運賃改定申請がありましたので、運賃改定要否の判断を行います。

1. 運賃改定申請受付期間

令和5年10月19日 ～ 令和6年1月18日

(受付期間末(令和6年1月18日)までは申請を受け付けております)

2. 運賃改定申請状況(令和6年1月9日時点)

(1) 申請事業者数

75社(福島県 法人事業者数 135社)

(2) 申請事業者車両数

1,616両(福島県 法人車両数 2,202両)

(3) 申請率

73.4%(福島県)

3. 運賃改定申請の内容

(申請) 普通車 初乗り 1.0km～1.5km 640円～1,000円

加算 275m～190mごと 90円～120円

(現行) 普通車 初乗り 1.0kmまで 530円～580円

加算 271m～248mごと 90円

4. 運賃適用地域

福島県全域

問い合わせ先 東北運輸局自動車交通部 旅客第二課

担当者：斉藤、本間

電話：022-791-7530